

◎新潟県告示第1218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成24年10月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 黒倉野中線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
東蒲原郡阿賀町東山字田タハ1225番1から	新	3.6～26.0メートル	257.5メートル
同郡同町東山字石橋768番1まで	旧	3.3～17.0メートル	290.2メートル